



地籍調査に

ご協力を!

本年度は禾生地区の 調査を実施します

この調査は国土調査法に基づく調査で、土地の国勢調査とも言われるたいせつな調査です。

これは近代的な測量によって、新しい地図(地籍図)と台帳(地籍簿)をつくり、皆さんの土地の正確な位置、地形、地番、地目、面積を明らかにするものです。

禾生地区は二カ年計画で、本年度は、古川渡及び井倉、四日市場の一部について調査を実施します。

地籍調査について知っておきたいポイントについてまとめてみました。

(問) この調査の目的はなんですか。

(答) 我が国における土地に関する資料は、非常に貧弱であり、今までの土地の基本となっている土地台帳や公図(字限図「あざぎりず」)は、明治

の初めに作られたもので、当時の測量技術の幼稚さと、長い年月の間に現地と合わない地図として、役割が果たせない状態にあります。

そこで近代的な測量によって、皆さんの土地の正確な位置、地形、地番、地目、面積を明らかにし、地籍図と地籍簿を作ることに、皆さん

の権利が地図と登記で保全されるものです。

なお、この地籍図と地籍簿は法務局に送付され、土地登記簿の地番、地目、面積の記載事項が改められます。

(問) 調査の要点と調査方法はどのように行いますか。

(答) 調査の要点は、次の五つに分けられます。

○土地登記簿に登記されている事項と現況が合っているか。

○登記は適正であるか。

○登記もれのものがないか。

○地図の表示は現況と合っているか。

いるか。

○筆界はどこからどこまでか。などです。

調査の方法は一筆調査とい、土地台帳と公図の写しを作り、一筆ごとにれなく土地所有者の立会の上、地番地目、境界を現地で直接確認する作業です。

この調査の時は、前もって通知しますから、必ず立会の上、隣の所有者と境界を決め調査杭を打っていただきます。

〈杭は市で準備します〉

なお、調査杭は、皆さんの土地を測量する基になりますから、動かしたり抜いたりしないようにして下さい。

(問) 一筆調査前に準備するものがありますか。

(答) 市では、調査対象者にパンフレットを送付したり、説明会を開きます。そして調査の時は、十日くらい前に通知しますから、次のことを準備しておいて下さい。

○あいまいな境界は、隣の所有者と話し合い、明らかにしておいて下さい。

○山林原野などで、雑木の密生している境界は刈り払いをして、境界を明らかにしておいて下さい。

○売買や譲渡などで登記の済んでいない人は早目に手続きをしておいて下さい。

(問) 調査に間違いがあったときはどうすればよいですか。

(答) 調査が終わって地籍図と地籍簿ができ上りますと、閲覧できますから、自分の土地に間違いがないかどうか確かめて下さい。もし、間違いがあったら申し出て下さい。

なお、閲覧期間を過ぎますと、異議の申し立ては出来なくなりますので、必ず閲覧して下さい。

閲覧が終わった地籍図と地籍簿は、国の認証を得て法務局に送付され、登記簿が訂正されます。

(問) もし、一筆調査で境界が決らない場合は、どうなりますか。

(答) 現地調査の日に決まらなければ、筆界未定として登記されます。

調査以後に境界が決った時は、個人で測量業者に依頼し測量しなければなりません。

なお、詳しいことについては、市役所土地開発課、地籍調査係へお問い合わせ下さい。

☎(三)一一一一 内線二三〇